

第一回國會 衆議院 運輸及び交通委員會會議錄第二十八号

昭和二十二年十月十五日(水曜日)

午後二時五十四分開議

出席委員

委員長 正木 清君

理事高瀬 傳君 堀君 宗義君

理事前田 郁君

井谷 正吉君 佐々木更三君

島上善五郎君 館 俊三君

志賀健次郎君 原 彪君

堀川 恭平君 矢野 政男君

小笠原八十美君 岡村利右衛門君

田村 虎一君 飯田 義茂君

木下 榮君 前田 正男君

出席政府委員

法制局長 井手 成三君

運輸政務次官 田中源三郎君

運輸事務官 郷野 基秀君

委員外の出席者

専門調査員 岩村 勝君

専門調査員 堤 成威君

十月十四日

穴吹、白地間國營バス運輸開始の請願(岡田勢一君外四名紹介)(第八四五號)

姫路市より新宮、山崎を経て曲里に至る間に國營バス運輸開始の請願外五件(佐々木盛雄君紹介)(第八六〇號)

神戸市長田區に停車場設置の請願(佐々木盛雄君紹介)(第八九九號)

桃ノ川、彼岸間鐵道敷設の請願(中村又一君外一名紹介)(第九〇三號)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

道路運送法案(内閣提出)(第四七號)

○正木委員長 會議を開きます。

これより前會に引續き、道路運送法案を議題として質疑を續行いたします。質疑はこれを許します。高瀬傳君。

○高瀬委員 私は、社會黨としての道路運送法案に對する大體のわれ／＼の考え方を申し述べたいと思つております。われ／＼として問題にしておりますのは、大體四つの點であります。つまり第四條の「政令に定めるところにより、」という點と、第八條の「わゆる中央道路運送委員會及び地方道路運送委員會の性格に關する點と、第十二條の妥當なる基準を法律によつて明記するかどうかという點と、附則第一條の本法施行の期日を法律で明定するかどうか。ただだけがわれ／＼として意見を述べたい點であります。

まず第四條の「この法律に規定する主務大臣の職權の一部は、政令の定めるところにより、」というふうにございます。この政令の定めるところにより、というのを、委任する官廳と委任事項を明らかに法律で定めるかどうかというところが、一つの問題であると思ひます。この點についてわれ／＼といたしましては、委任事項は政令に任してもよろからう、その代り委任する官廳を明らかにしてもらいたいというのが、われ／＼の意見であります。しかし委任する官廳をどういうふうにするかという點については、あるいは府縣知事のみとするか。あるいは鐵道局長、府縣知事、市町村長とするか。あるいは鐵道局長以外の特別の官廳をつくつておきたい。たとえば道路運送管理局であるとか、あるいは道路運送事務所であるとか、こういうものをつくるかどうか。いろいろ考えられますが、われ／＼といたしましては、委任事項は政令に任せて、委任する官廳を自動車事務所長——現在あります自動車事務所であります。それが府縣知事と市町村長、こういうふうな指定していただいたらどうか。かような見解をもつておられるわけでありまして、これが第四條に對するわれ／＼の大體の考え方でありまして。

なお第八條の中央道路運送委員會及び地方道路運送委員會の性格について、私は、私は時々意見を述べましたが、結局社會黨全體の考え方として、これは、政府當局の答辭の次第もありませんし、できるだけ道路運送委員會を民主的に構成して、その意見を尊重して形式上は諮問機關であるけれども、實質上は決裁機關のごとき十分なる權能を附與する、という、政府當局の答辭にもわれ／＼は敬意を表しまして、結局この最初の字句を修正して、その意味合いを濃厚に出したいと思つております。それから八條の「行政官廳は、左の事項で重要なものは、道路運送委員會の意見を徴してこれをしなければならぬ。」「という點を道路運送委員會の意見を徴し、これを尊重してしなければならぬ。」「つまり「尊重して」という言葉を私どもは入れていただきた

い。かように考えておられるわけでありまして、この道路運送委員會を決裁機關にする、しないという問題については、黨全體の意向としてはその意味合いを濃厚に出す意味において、諮問機關であつても決裁機關に近いような性格をもつたものとして、これを實際に執行する運輸當局の裁量に任せる。しかしこの條章の點で「道路運送委員會の意見を徴し、これを尊重してしなければならぬ。」「という字句を挿入したいと考えておられるわけでありまして、それからこの條章に關連しまして、この委員會をどういうふうにするか。たとえば中央委員會あるいは地方委員會、そういう場合に委員會を中央、鐵道局、府縣の二段階とするか。あるいは中央、府縣の二段階とするか。あるいは二つにするかというふうなことが考えられますが、われ／＼としては中央と鐵道局というふうにしたい。鐵道局という言葉は語弊があるかも知れませんが、結局中央と政令をもつて定める地域ごとに地方委員會を置く。こういうことにならうという希望をもつておられるわけでありまして。

なお委員の數であります。この點は各黨の御意見を伺わないと社會黨としても強く主張できませんが、中央委員會は十八以内、地方委員會は若干人、しかも希望條件をいたしました一縣三人くらい候補者を選んで、その中から一人、こういうふうにしたらどうか。かように考えるわけでありまして。

それから委員の任期であります。二年にするか、三年にするか、あるいは六、七年にするか、いろいろ考えられると思ひますが、この委員會の諮問機關としての性格を強化する意味において、委員はいつでも再選をして妨げないという意味合いを附加いたしました。大體三年くらいでいかかというのがわれ／＼の意見であります。その他地方委員會をどこに置くか、あるいは委員の資格、兼職禁止等いろいろ問題があると思ひますが、やはり道路運送委員會の性格を明らかにする意味において、委員の資格なり、兼職禁止に關しては政令で何らかの規定をしていただいた方がいいように私は考えられるわけでありまして。

それからなおこれに關連しまして、五十一條の補償の問題がありますけれども、これはすでに現在の運輸省において補償の點は事務的に運用ができておると思ひますので、特に五十一條の事業者が受けた損失を補償することができると云々の點に關しまして、法律で補償するかどうかというのをきめる必要はなからう、従つてこの點はわれ／＼といたしましては、別に觸れないようにいたしましたと考えているわけでありまして。

なお中央、地方委員會の諮問事項の區分を法律に明定するかどうかという問題であります。第八條に列記されました五項目の點は、實際上地方に起る問題と中央に起る問題はおのづから性質を異にしてまいらると思ひます。

第一類第十四号 運輸及び交通委員會會議錄 第二十八号 昭和二十二年十月十五日

二四九

(936)

で、中央、地方とも原則としてはこの項目でよくはないか。かように考えているわけでありませう。

なお第十二條の條章でありますが、「主務大臣は、自動車運送事業の免許に關し妥當な基準を定め、これを公示しなければならない。」こういうことがあります。この妥當なる基準を法律で定めるか、あるいはどうかという點であります。この點は結局全部委員会で決定していただくこと、やはり法律で明記した方がよいようにもわれ／＼は考えるのでありますけれども、これは各黨の御意見にまたなければならぬと思ひます。あるいはそれを委員會で決定していただく。こういうことに相なりますか。われ／＼としては委員會で決定していただければ、それが一番穩當な方法でないか。こういうふうに考えます。

それから最後に附則第一條に「この法律施行の期日は、各規定につき、政令でこれを定める。」とありますが、本法施行の期日はぜひ法律で明定していただきたい。政令でなく法律で明定していただきたい。なぜかと言いますと、現に新しく自動車運送業をやるような場合、たとへばトラックの場合を例にとつてみますれば、約三十臺トラックが整備されなければ、新しい營業は許可されないという規定があります。それで結局この法案の實施期が遅れば、いわゆる既得の營業者のみが運送業に關する營業權を享受して、新しく運送業をやろうとする業者はなか／＼不確定な状態に置かれて、營業權をもつてゐる者と、新しく出願した者との間に非常な差等ができます。従つてこの法案が實施にならぬ限りは、おそ

く新規自動車の營業は許可にならぬ。なぜかという、この中央、地方道路運送委員會がその許可、免許あるいは取消という重大なる諮問に應ずることになつておりますから、既設の營業者となつてない者との間に非常な差等ができる。これは民主的でないと思ひますので、結局本法施行の期日を法律で明らかにしていただきたい。かような意向をわれ／＼はもつてゐるわけでありませう。まず大體社會黨といったし、まづの意向並びに希望事項はさうな次第であります。

○正木委員長 前田郁君

○前田(一)委員 私は日本自由黨の意見を代表いたしました一言申し述べたいと思ひます。

大體自由黨といつたしましては道路運送法案はこれを認める。しかし政令その他におきまして修正を願ひたい。こういうわけでありませう。先般道路運送に關する事務所を監督官廳別に設置したところからいふことも述べられましたが、これはあまりにまた役所が殖えたり、官廳が混雑するから、こういうことはこの際あらためて研究したかどうか。こういうふうに考えております。とにかくこれには反對するといふ意見が多かつたのであります。

それから道路運送委員會ですが、これには最も意見が集中いたしました。先ほど高瀬委員からこの性格についていろいろお話がありましたけれども、自由黨といつたしましては、原案通りやはり諮問機關にした上からう。こういうわけでありませう。

それから構成であります。これにつきましては今高瀬委員からもいろいろ御意見がございましたが、自由黨として

は知事の推薦する委員の數を五名にしたかどうか。五名の中から二名を各縣からとつていただく。こういうことにしてもいい。そうすると、各局の管内で倍數になるわけでありませう。さうにまた委員長、副委員長というより二人でできるだらうと思ひますが、委員長が病氣であるとか、その他いろいろ事故があるから副委員長を置かなければならぬ。それでそれから委員長、副委員長が中央委員として出ていく。こういうことにした方が運用上非常にいいのではないか。こういうわけでございます。

それから任期の問題でございますが、任期はやはり二年が一番適當であらう。現に鐵道會議の委員も二年であるし、先ほどお話の通り再選を妨げないわけでございますから、大體二年にしたいでございます。こういうわけでございます。

それから中央委員會と地方委員會の權限であります。これがどうもはつきりしないのでございませう。これだけは少くともはつきりして、中央の委員會にかける問題と、地方の委員會にかける問題とは區分していただきたい。こういうわけでありませう。それから車體の検査であるとか、あるいは整備であるとか、いろいろいまの問題はやはり府縣知事にしていただいた方がいいのではないか。これを一々鐵道局の方でやるということは非常にめんどうな問題ではないか、こういうわけでありませう。それから輕車輛の問題であります。これなんか鐵道局長といふことでは非常にめんどうさい問題であるから、やはりこれも縣または市町村長に一任するということにしていただ

きたい。こういうのが大體われ／＼自由黨で議つた問題であります。その他のことはわれ／＼常任委員に一任するということになつておりまして、常任委員が委員會において皆協と御協議して、その結果とまつたものにこれを任していくということに承認を得たわけでありませう。皆様の御意見を伺ひまして今後協議を進めていきたいと思ひます。

○正木委員長 民主黨はいかがでしよう。國民協同黨、木下榮君。

○木下委員 大體において問題の重點は道路運送委員會にあるようですが、この權限はやはり諮問機關で十分だろ

うと思ひます。ただ私の方としては、地方自動車事務所といふものが地方鐵道局の所屬になつておつて、これが一切監督をやり、資材の配給をやつていく。これが根本に關連しておる。こういう持論をもつておりますから、この道路運送委員會を各鐵道局單位に置くのは關連しておると思ひます。これは府縣單位に置くのがほんとうである。いかに現在の運輸省の方がお見えになつても、地方の鐵道局が手足をもたずにいて、監督なり取締りなりを一元的にやつていくことはどうもできない。すでに取締りの方は府縣でやることになつておる。業者はいわゆる二元行政といふか、二重行政といふか、非常に不便である。自動車事業といふものはこれは發達しないと思ひます。また無理がある。地方の鐵道局が鐵道の營業をしていて、自動車から輕車輛までやつていく。そして五、六府縣のものを一切監督してやつていくといふのは非常な無理がある。過日田中次官は、經濟の現段階から資材を配給するのは

自動車事務所でやると言ひけれども、われ／＼の經驗によると、自動車事務所より府縣單位としてやつた方がよほど都合がよい。要するに道路運送法というものが、自動車の健全なる發達を期するものであるならば、さういふふうに直していただきたい。しかしこれは問題が少し大きいのでありますから、この道路運送法に關連して、すぐにさういふふうにすることも提案するわけではないのであります。だからこの運送法としては、今の委員會の制度を鐵道局單位にせず府縣單位にすること、それから人數その他のことは各黨の方とよく協議してきめたいと思ひます。

○正木委員長 原應君。

○原(彰)委員 道路運送法案の各條中第八條は、この法案の生命でもあるといふ點から、先ごろの委員會の際にもこの問題については御質問申し上げ、御意見を申し上げておつたのであります。中央道路運送委員會と地方道路運送委員會の二つの機構の中で、地方の道路運送委員會は各都道府縣に置くといふことに、黨の方にもよく諮りましてその了解を得ました。しかし各鐵道局長が主管するところの鐵道行政の管轄區域は廢止して、各府縣に置くといふ意向に一致いたしました。しかしてこの一番中心であり生命であるこの委員會は、政令によらず、少くとも機構だけはこの條文の中に表わすことになつたといふと存じます。地方道路運送委員會の委員の數であります。當局の御説明とは各鐵道局管内の府縣より一人ということでありませうけれども、これは大體におきまして學識經驗ある者二人、それから輸送用具

の使用者四人、荷主二人をもつて組織して、これを都道府県知事が委嘱するといふ形をとりたいと思うのであります。

それから任期の點は、自由黨の前田さんの御意見の通り、二年が妥當じやないかという意見に大體一致いたしております。なおその他佐伯委員からも申し上げることがございますが、ひとつこの際わが黨の意向として申し上げたいことは、この機構について、地方道路運送委員會ができませんと、これと地方自動車事務所との関連が問題に相なつてまいります。わが黨としては、やはり二百萬あるいは三百萬の縣民の選舉によつて當選された知事でありますので、知事の運送行政にタッチする點を認めまして、できるだけ地方の現在ありますといふゆる出先官廳と言われる自動車事務所を廢止してもらいたいという意向が強いのであります。はなはだこれは遺憾なことでありますが、政務次官のこの前私的質問に對しての御答へは、地方自動車事務所は廢止せぬというお答へでございますので、わが黨から出ている政務次官でございますから、なおよくこの點につきましては、わが黨と政務次官との御連絡をもう一層密にした上で決定していただきたい。かように存するものであります。

○正木委員長 では委員長から、ただいま各黨のそれ／＼御發言がありました點で、皆さんお聴きですから、あらためて申し上げる必要はありませんが、整理の都合もございましてから申し上げまして、意見の一致を見た點、意見の相違している點についてお諮りして、整理していきたいと思ひますので、御了承を願ひたいと思ひます。この第八條については社會黨と自由黨、それから民主黨、國協黨とも原則的には意見の一致を見ているやに私はお聴きしたのであります。ただ字句の點で、社會黨ではこの運送委員會の意見を徴さなければならぬという點を「尊重して」という字句を挿入する。この點が違つていようでありまして、原則的には一致を見た。それから委員の數であります。これまた二人と言ひ、三人と言ひますが、自由黨、社會黨の委員の數においては少し開きがないうように考えられます。ただ民主黨としては委員の數が六名でございますから、この點あとで十分御協議を願ひたいと思ひます。それから附け加えておきますが、自由黨としては委員長のもとに副委員長を置くという點であります。この點が若干食違ひがあるやうでございます。なお自由黨と社會黨で一致いたしました點では、この地方委員會はやはり原案通りのやうな御意見のやうに拜聴いたしました。國民黨と民主黨では都道府縣ごとに置く、かういふやうに承つたのであります。それから自由黨から特に御發言のありました點で、各黨との間に違つておると思ひました點は、車體の検査であります。これは自動車もそれから輕車輛も府縣知事に御一任したらどうか、前

田さんこうですね。輕車輛は市町村長ですか。

○前田(都)委員 縣あるいは市町村長です。

○正木委員長 重要な事項で若干意見の間に食違ひがあつたところは以上で申上げたつもりですが、これに基いて委員會としては最後にこれを整理いたしますわけでありませうけれども、整理にはいる前に政府にお質問したい點があると思ひます。質問を許したいと思ひますし、また委員長としてもこの機會に政府に聴いてみたいと思ふ點があります。さういふに取計らつて議事を進めてよろしいですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○正木委員長 ではこの機會に政府委員に質問される方の質問を許します。

○島上委員 三十三條の輕車輛に關するところで、命令の定めるところにより事業計畫を具えて届け出なければならぬとなつております。その命令の定めるところによる事業計畫とはどの程度のものでありますか。

○郷野政府委員 お答へ申し上げます。事業計畫といひましては、運賃、料金、事業區域、營業に使います車輛の輛數でありますとか、車輛の構造でありますとか、定員あるいは積載量、營業所といふやうなものをこれに規定いたしまして、届出の書類にいたしまして出してもらいたいと考えておりますが、自動車と違ひまして輕車輛につきましては自動車よりもできるだけ簡易に取扱ひたい、かように考えております。

○島上委員 今東京都内もしくは地方にも輕車輛で人を輸送している事業があるのです。その事業計畫がどのようなものであるか存じませんが、その會社と、使用している労働者の間の關係は、單なる賃車とでも申しますか、車の料金をとつて貸しておるといふやうな狀況で、普通他の事業會社に見られるやうな雇傭關係がまつたく存じていない。これを別の言葉で申しますと、非常な封建的な狀態のもとに置かれていゝといふことが言えるのであります。さういふことは御承知になつておられることでしょうか。つまりものとつくり申しますと、車の一日の料金をいくらだと言つてきめて貸しておるだけで、その他はまつたく雇傭關係がない。労働基準法の實施といふことありませうし、その他健康保險法とかいふやうな、労働者を保護するやうな施設や條件が何らないのですが、さういふことを御承知になつておられるかどうかをお伺ひしたいと思います。

○郷野政府委員 そういふ會社と従業員との間の關係になつておるものもあるといふことは、承知いたしております。

○島上委員 それからさういふ労働條件と言ひますか、それ原因する一つの結果として、料金のやみ行爲が半ば公然と行われてゐる。むしろ會社が従業員に對して、それを懲罰してやらせておる。従業員はそれをしなければならぬやうなやつていけない狀況にある。そのため、料金のやみが半ば公然と行われておるといふ事實がある。もし必要とあれば、私はいつでもその證據をもつてまいります。さういふことに對して、御承知であるかどうか。また今後それに對して、どのような取締りをされるかといふことをお伺ひしたい。

○郷野政府委員 現在におきましては、輕車輛につきましては大體府縣令がございまして、これによりまして府縣の知事が監督をいたしております。運賃、料金につきましてはやみが行われておるといふことも、あるいはあるうかと考えます。しかしながらこの監督につきましてもちろん十分に方法を講じまして、公定の運賃、料金が守られるやうにいたさなければならぬものと考えます。またその公定の運賃、料金が守れるやうに、資材その他の面におきましてもこの事業の助成に努めてまいらなければならぬものと考えます。今後この新しい法律が實施せられることになりましたら、その關係におきましても届出によりまして十分監督をしていく方法を漸次整備強化いたしまして、お話のやうな點につきましての指導に遺憾のないやうにいたしたいと思ひます。

○島上委員 それでは最後に一言御希望申し上げておきますが、さういふ運賃のやみといふことも、今私が申し上げましたやうに、雇傭主と従業員との間に正常なる雇傭關係がないといふところに起因しておるのであつて、従業員を責めるわけにはいかないのが現状でありますから、今後この新しい法律によつて許可される場合には、會社と従業員との間に正常なる雇傭關係、労働基準法に規定されているやうな條項が當然守られるやうにお進め願ひ、もしくは監督されるやうに御希望いたします。

○正木委員長 高瀬君に申し上げます。御要求のありました法制局長井

第一類第十四号 運輸及び交通委員會會議録 第二十八号 昭和二十二年十月十五日

すなわち主務大臣の意向が反映しない。主務大臣の意向にかかわらず独自の判定をするということになる、ましてこれはおそく主務大臣としての責任を果すに困るだろうと思ひます。また委員がせつかくきめましても、それにして主務大臣が相當なる程度に委員の罷免ができるか、あるいはまた委員の議決の方法を拘束するとか、あるいは委員が決定したことをすつかりやり直すことができるというような處置がとられれば、從つて獨立性をせつかく要求した委員會としての目的は、その面から消えてなくなるのではあるまいかと考えます。

○高瀬委員 ただいまの御説明で大體了解いたしました、將來おそくこの委員會というものは、相當に民主化されてくれば、獨立官廳化する傾向が濃厚になつてくると存じます。從つて私はこの問題は將來の問題として相當に研究を要すると思ひますので、私自身もお今後この問題について研究してみたいと思ひますが、大體において法制局長の御答辭に満足するを以て、私の質問を打ち切ります。

○正木委員長 佐伯宗義君。

○佐伯委員 私どもの方は今民主黨の意見として原さんが述べられたのでありますが、實はいま少し皆さんと協議した上でもう一度まとめようじやないかというような内輪の話があつたのであります。實はこれから申し上げることとはちよつと矛盾したようなことになりませんが、その點は御了解おき願ひたいと思ひます。前回の委員會に私缺席しておりましたので、いまだ一度お聴かせ願ひたい。私はこの道路

運送法案の骨子となつておりますのは、第四條、第八條の運送委員會、行政權の執行という點であると思ひます。それを最も民主的に組織するといふことが中心になつて民主的な運送法案として提案になつたことと思ひます。ありますけれども、實は第八條の運送委員會の構成のみが民主的組織になるのであつて、私は反對にその他は全部官僚制の強化といふことに歸せられるのである、かように考えられる點を指摘してみたいと思ひます。それは第四條の「この法律に規定する主務大臣の職權の一部は」云々と云うことになるのでありますが、ここに起つてまいります問題は、この道路運送法の第四章の輕車輛運送事業の運用といふものを圓滑徹底しましたためには、どうしてもこれは運輸省の強力な地方組織が必要であらうと考えられるのであります。現に自動車運輸事務所といふものができてゐるのであります。そこでわれ／＼政治的に最も重要な變化を來しますものは、從來運送方面から監督を行われておりました都道府縣といふものの行政以外に、このたゞは運輸省の獨立官廳の統制に服従していかなければならぬことが起つてまいらうと思ひます。さうな關係からどういふことになるかといふと、この内容によつて、御承知の通り山間僻地にあります人力畜力による、ほんとうの現在運送事業といふやうなものでもないですらこの統制規則に覆縛されたり、いろいろ複雑な手續を要することになつてまいらうと思ひます。今ですら警察に行つてちよつと認可をとるのもやかましいのであります。これがこのたびの法案が

通過いたしますと、私は相當複雑な業務が起つてまいらうと思ひます。從つてやはりこの業務を執行する上におきまして、運輸省はどうしても出先官廳が地方に必要であるといふことが起つてくる。いま一つは地方都道府縣知事の行政業務と、今度中央の直轄といふことがさらにまた複雑化してまいりまして、どうしてもこれは地方鐵道局を中心にした中間的な行政代行機關がなくてはならないといふことが必然的に起つてくると思ひます。そこが私ども今度の問題の政治的に一番重要な點であらうと思ひます。それに派生的に起つてまいります問題は、私の前に申し上げました通り、運輸省の現在の業務と申しますのは、ほとんど現業業務が大部分を占めておる。監督業務は一部にあるのみであります。このように運輸省は廣大なる國有鐵道の現業組織をもつておるものでありますから、どうしてもこの現業組織に行政が支配せられるといふことは争われない事實であると思ひます。であります。これはそんなことと關係があるかないかは別問題であります。が、よく鐵道職員が官僚化しておるといふやうなことを聞くのであります。別にこれは官僚化したわけではありますせんが、鐵道職員が監督行政權をもつておる省の中にあるといふ一つの感じが、六十萬從業員をして民衆乘客に對して一つの威壓の感を与える。六十萬從業員の教育をするといふことは、ただ一つ現在の監督行政の中にいることを切り離したと言はずして、何らの教育をせず民主化することができると信じておるのであります。現在ですら

しかるにかかわらず、なおこの上に行政權を、現業員で兼ねられ得る地方鐵道局に置かれるといふことは、政治の根本をいたしまして斷じて御再考を願ひなければならぬことであると思ひます。行政の簡素化よりも、むしろ複雑化となり、また行政の民主化といふことよりも官僚化となる。と申しますことは、第八條の運送委員會は、ただ中央において九人、地方府縣において一人ずつ出るのであります。ところがそれ以外にほんとうに業務を執行するところの組織が、このたび大きな強力なものと現れておるのであります。かういふことがこの法案の根柢をなし、おられますために、遺憾ながら本件に對してはなお了解しがたい點が多々あると思ひます。それで私の考えますのは今度の法案は運送上の法則とか手續とかで取締つておるよりも、むしろ輸送具といふことを對象にした法律の精神のようにならうと思ひます。現に自動車運送といふ運送用具を對象としたものを一つ——輕車輛と申しますものは人力と畜力によるという定義が下された運送方法であります。大體におきまして運送上の取締りはやはり運輸省でなさることは當然と思ひます。現在もやつておられるのでありますから矛盾がない。ところがなぜこれだけ複雑になつてきたかと申しますと、この運送におけるところの對象たる輸送具といふことをこの運送法の中心にしておいていふことになる。ごらんの通り今度の輕車輛の對象は人力、畜力によるものである。一體今日におきまして、原始的な、輸送するに自分一人の力、勞働力によりまして、ほんとうの輕車輛を

もつて一人づつ輸送するものを對象とし、あるいはまた牛馬車といふものも對象になるのであります。それがこの用具の整理といふことになりすがために、どうしても複雑な業務がたたくさん起つてまいるのであります。私ども考えますのは現在におきましてこれは都道府縣知事が最も地方の事情に疎通をしてもおりますし、これらの免許といふやうなことも都道府縣知事にお渡しになつて、運送上における免許は統一されたらよろうと思ひます。そうして運送上の免許から車輛の取締りに及ぶといふことは當然だと存するのであります。從つてもちろん上級の監督官廳をいたしましては運輸省で統一なさることはよろしい。かりに言へば都道府縣知事が運輸省の意見を徴し、またその指示を受けて免許するといふやうなことになる。山間僻地の小さいところの地方々々の情勢に應じて起つた輸送の變明にほかならぬものまでも統制なさるというところは、せつ／＼困難な輸送状況を何とか切り抜けていく山間僻地における勞働力をして、私はさらにまた閉鎖せしめるやうになつてしまふといふやうに考えられる。われ／＼政治的に考えた場合におきましては今度の法案の一番大切なところは何か、從來と異なる點はどこかと申しますれば、地方の行政官廳にあつた輕車輛、人力、畜力によるところの輸送方法といふやうなものまでも中央官廳に統一なさるといふやうな結果が生じてくることであらうと思ひ、私はこの點に關して當局から意見をお伺ひしてみたい。

なおこの委員會の組織につきまして、第八條でございませうか、いろ／＼

な社会黨の案もございましたが、私はこの委員会の組織も、輸送の對象となり得る根本問題が現在のところき人

力、畜力による輸送具を對象とした輸送事業の取締りでありまして、このような大規模の中央地方の組織はまつたに實情から離れてしまふ。何となればこんな人力畜力による、馬車を引いてみたり、荷馬車をつくつてみたりするやうなものを判断するのが一縣に一人の人間である。その一縣に一人の人間が高い政治政策を定めるといふやうな考へ方であるならば、實際その下の方の實情がわからない。少くとも一縣から一人の委員を選任せられるというならば、大きな眼識をもつた者でなければならぬと思ひますが、そういう者でありますと、小運送を對象とするのは、實際あまりに小さすぎて判断がつきにくいと私は考へる。われ／＼はやはりどこまでも民主的でなければならぬと考へますので、ほんとうにこの法案のごとく輕車輛を對象にして、人力、畜力による輸送機體という面から輸送の取締り方法をお考へになりますならば、この八條の委員会の構成組織といふものがやうな盛大なものであつては、實情から離れて、遂に官僚のお手傳いをするものとなつて、決して民主化になり得ない、そういうことは幾多の例をもつて證明できると私は信じます。かような見地におきまして、當局の御意見をいま一度お聴かせ願ひたいと思ひます。

ありましたので、重ねて右様の御質疑が出たのではなからうかと思ひのであります。

まず第一にこの委員会の構成であります。將來委員会が役割をもつていきますことについて、これから私が申し上げる點を重點としてお考へを願へば、自然御判断がいくだらうと思ひます。現在の機構上から申しますと、運輸省内部におきましては、鐵道というものは現業一本でやつておる。また監理局の方面は、申すまでもなく自動車部と、私鐵、軌道、索道、小運送面の監督をいたしておるわけでありまして、かやうなわけでありまして、從つて監理局——監督面におきましては、地方鐵道の局の中にこれが包含されて、監督もしておれば、現業の方の運賃もいたしておる人が包含されているわけでありまして、こゝにいつた行政の面を、今後におきましては、私鐵その他を監督いたしております監理局といふものが、宿借りをしていないで、まづたく別箇のものになる。從つて監理局の内部にありまして國營自動車といふものと監督權といふものとを分離する。ここに別會計にしておいて、行政面における一つの現業としての單位のある今の監理局の機構を、二つに分けておいて、國營自動車と、現業とのつながりだけを、縦の二本の面に分離して、現業といふものを置くのであります。そうして今度監督面におきましては、いわゆる私鐵並びに軌道、索道、小運送の監督といふものは、地方鐵道局の地域内において、その行政區域を地域としたところのスタッフをおきまして、中央と地方とを二元的に結んでいきます。大體地方鐵道局は氣候、風土、人情、交通の系統等はほぼ似ておりまして、さまで大した懸隔はないのであります。北海道のごときは、北海道を一單位にいたしておきます。九州は九州で一單位にいたしておきます。本州におきましても、四國は四國で一單位にいたしておきます。本州は本州でわかれておりますが、氣候、風土、人情、經濟といふものは、交通の上におきましてもほぼ似通つておるわけでありまして、從つてその地域を一單位にしたのであります。この地域内で選ばれる委員が、一人であなければ、あるいは二人程度に増しても、數の上では私はよろしいと思ひます。その人が必ずしも業者でなければならぬという理由は存在しません。むしろ業者であるならば、そこに弊害が起ります。人格、識見、經驗のある人ならば、りつぱにこれをこなせます。これから、先の運賃は、委員會が公聽會を開き、専門家を呼んで、民主的に十分に行ひ、その委員會の意見を決議同様に尊重していきますならば、りつぱにいきます。またその委員會は、實質上において決議權をもつた委員會と見て差支えないのであります。

方とを二元的に結んでいきます。大體地方鐵道局は氣候、風土、人情、交通の系統等はほぼ似ておりまして、さまで大した懸隔はないのであります。北海道のごときは、北海道を一單位にいたしておきます。九州は九州で一單位にいたしておきます。本州におきましても、四國は四國で一單位にいたしておきます。本州は本州でわかれておりますが、氣候、風土、人情、經濟といふものは、交通の上におきましてもほぼ似通つておるわけでありまして、從つてその地域を一單位にしたのであります。この地域内で選ばれる委員が、一人であなければ、あるいは二人程度に増しても、數の上では私はよろしいと思ひます。その人が必ずしも業者でなければならぬという理由は存在しません。むしろ業者であるならば、そこに弊害が起ります。人格、識見、經驗のある人ならば、りつぱにこれをこなせます。これから、先の運賃は、委員會が公聽會を開き、専門家を呼んで、民主的に十分に行ひ、その委員會の意見を決議同様に尊重していきますならば、りつぱにいきます。またその委員會は、實質上において決議權をもつた委員會と見て差支えないのであります。

から一人の委員を選任せられるというならば、大きな眼識をもつた者でなければならぬと思ひますが、そういう者でありますと、小運送を對象とするのは、實際あまりに小さすぎて判断がつきにくいと私は考へる。われ／＼はやはりどこまでも民主的でなければならぬと考へますので、ほんとうにこの法案のごとく輕車輛を對象にして、人力、畜力による輸送機體という面から輸送の取締り方法をお考へになりますならば、この八條の委員会の構成組織といふものがやうな盛大なものであつては、實情から離れて、遂に官僚のお手傳いをするものとなつて、決して民主化になり得ない、そういうことは幾多の例をもつて證明できると私は信じます。かような見地におきまして、當局の御意見をいま一度お聴かせ願ひたいと思ひます。

方とを二元的に結んでいきます。大體地方鐵道局は氣候、風土、人情、交通の系統等はほぼ似ておりまして、さまで大した懸隔はないのであります。北海道のごときは、北海道を一單位にいたしておきます。九州は九州で一單位にいたしておきます。本州におきましても、四國は四國で一單位にいたしておきます。本州は本州でわかれておりますが、氣候、風土、人情、經濟といふものは、交通の上におきましてもほぼ似通つておるわけでありまして、從つてその地域を一單位にしたのであります。この地域内で選ばれる委員が、一人であなければ、あるいは二人程度に増しても、數の上では私はよろしいと思ひます。その人が必ずしも業者でなければならぬという理由は存在しません。むしろ業者であるならば、そこに弊害が起ります。人格、識見、經驗のある人ならば、りつぱにこれをこなせます。これから、先の運賃は、委員會が公聽會を開き、専門家を呼んで、民主的に十分に行ひ、その委員會の意見を決議同様に尊重していきますならば、りつぱにいきます。またその委員會は、實質上において決議權をもつた委員會と見て差支えないのであります。

それは差支えないことじやないか。こゝにいうわけは、この法案につきましては、今私どもの構想としておつております上からいきましたならば、この面では進みますから——まだ將來私どもが行政と監督を區分していくについて、こゝにいう點からお考へになつていただきますならば、佐伯さんのお懸念になつておる點は解消していくのではなからうかと考へております。

から一人の委員を選任せられるというならば、大きな眼識をもつた者でなければならぬと思ひますが、そういう者でありますと、小運送を對象とするのは、實際あまりに小さすぎて判断がつきにくいと私は考へる。われ／＼はやはりどこまでも民主的でなければならぬと考へますので、ほんとうにこの法案のごとく輕車輛を對象にして、人力、畜力による輸送機體という面から輸送の取締り方法をお考へになりますならば、この八條の委員会の構成組織といふものがやうな盛大なものであつては、實情から離れて、遂に官僚のお手傳いをするものとなつて、決して民主化になり得ない、そういうことは幾多の例をもつて證明できると私は信じます。かような見地におきまして、當局の御意見をいま一度お聴かせ願ひたいと思ひます。

それは差支えないことじやないか。こゝにいうわけは、この法案につきましては、今私どもの構想としておつております上からいきましたならば、この面では進みますから——まだ將來私どもが行政と監督を區分していくについて、こゝにいう點からお考へになつていただきますならば、佐伯さんのお懸念になつておる點は解消していくのではなからうかと考へております。

それは差支えないことじやないか。こゝにいうわけは、この法案につきましては、今私どもの構想としておつております上からいきましたならば、この面では進みますから——まだ將來私どもが行政と監督を區分していくについて、こゝにいう點からお考へになつていただきますならば、佐伯さんのお懸念になつておる點は解消していくのではなからうかと考へております。

から一人の委員を選任せられるというならば、大きな眼識をもつた者でなければならぬと思ひますが、そういう者でありますと、小運送を對象とするのは、實際あまりに小さすぎて判断がつきにくいと私は考へる。われ／＼はやはりどこまでも民主的でなければならぬと考へますので、ほんとうにこの法案のごとく輕車輛を對象にして、人力、畜力による輸送機體という面から輸送の取締り方法をお考へになりますならば、この八條の委員会の構成組織といふものがやうな盛大なものであつては、實情から離れて、遂に官僚のお手傳いをするものとなつて、決して民主化になり得ない、そういうことは幾多の例をもつて證明できると私は信じます。かような見地におきまして、當局の御意見をいま一度お聴かせ願ひたいと思ひます。

それは差支えないことじやないか。こゝにいうわけは、この法案につきましては、今私どもの構想としておつております上からいきましたならば、この面では進みますから——まだ將來私どもが行政と監督を區分していくについて、こゝにいう點からお考へになつていただきますならば、佐伯さんのお懸念になつておる點は解消していくのではなからうかと考へております。

それは差支えないことじやないか。こゝにいうわけは、この法案につきましては、今私どもの構想としておつております上からいきましたならば、この面では進みますから——まだ將來私どもが行政と監督を區分していくについて、こゝにいう點からお考へになつていただきますならば、佐伯さんのお懸念になつておる點は解消していくのではなからうかと考へております。

から一人の委員を選任せられるというならば、大きな眼識をもつた者でなければならぬと思ひますが、そういう者でありますと、小運送を對象とするのは、實際あまりに小さすぎて判断がつきにくいと私は考へる。われ／＼はやはりどこまでも民主的でなければならぬと考へますので、ほんとうにこの法案のごとく輕車輛を對象にして、人力、畜力による輸送機體という面から輸送の取締り方法をお考へになりますならば、この八條の委員会の構成組織といふものがやうな盛大なものであつては、實情から離れて、遂に官僚のお手傳いをするものとなつて、決して民主化になり得ない、そういうことは幾多の例をもつて證明できると私は信じます。かような見地におきまして、當局の御意見をいま一度お聴かせ願ひたいと思ひます。

それは差支えないことじやないか。こゝにいうわけは、この法案につきましては、今私どもの構想としておつております上からいきましたならば、この面では進みますから——まだ將來私どもが行政と監督を區分していくについて、こゝにいう點からお考へになつていただきますならば、佐伯さんのお懸念になつておる點は解消していくのではなからうかと考へております。

それは差支えないことじやないか。こゝにいうわけは、この法案につきましては、今私どもの構想としておつております上からいきましたならば、この面では進みますから——まだ將來私どもが行政と監督を區分していくについて、こゝにいう點からお考へになつていただきますならば、佐伯さんのお懸念になつておる點は解消していくのではなからうかと考へております。

から一人の委員を選任せられるというならば、大きな眼識をもつた者でなければならぬと思ひますが、そういう者でありますと、小運送を對象とするのは、實際あまりに小さすぎて判断がつきにくいと私は考へる。われ／＼はやはりどこまでも民主的でなければならぬと考へますので、ほんとうにこの法案のごとく輕車輛を對象にして、人力、畜力による輸送機體という面から輸送の取締り方法をお考へになりますならば、この八條の委員会の構成組織といふものがやうな盛大なものであつては、實情から離れて、遂に官僚のお手傳いをするものとなつて、決して民主化になり得ない、そういうことは幾多の例をもつて證明できると私は信じます。かような見地におきまして、當局の御意見をいま一度お聴かせ願ひたいと思ひます。

それは差支えないことじやないか。こゝにいうわけは、この法案につきましては、今私どもの構想としておつております上からいきましたならば、この面では進みますから——まだ將來私どもが行政と監督を區分していくについて、こゝにいう點からお考へになつていただきますならば、佐伯さんのお懸念になつておる點は解消していくのではなからうかと考へております。

それは差支えないことじやないか。こゝにいうわけは、この法案につきましては、今私どもの構想としておつております上からいきましたならば、この面では進みますから——まだ將來私どもが行政と監督を區分していくについて、こゝにいう點からお考へになつていただきますならば、佐伯さんのお懸念になつておる點は解消していくのではなからうかと考へております。

ました自動車地方事務所を民主化して
というようなお説は、なお御再考の餘
地がないものかと考えられます。舊來
の日本の都道府縣知事という性格と、
民主主義の今日におけるところの知事
の性格とは全然異なつておるといふ現
實をごらんにならなければならぬ。地
方の都道府縣知事が昔のごとき官僚の
知事でありましたれば、それはまづた
く民主主義でありませんが、今の知事は
まさに民主化しております。しかし
反對に、出先官憲たる自動車事務局長
は完全な官僚であるといふことを御認
識になるならば、いづれが非民主であ
り、いづれが民主かといふことは、こ
れは争われない嚴然たる事實であると
私は思う。この點は見解の相違かも知
れぬが再考をお願いしたい。

次に起る問題は、先ほど申し上げた
のでありますが、道路運送法案としま
して、運送上の行政取締りをするとい
う建前で、どこまでも立案せられなけ
ればならぬと私は考へる。しかるに先
ほど申し上げた通りに、輸送具を對象
にしてあくまで行かれるといふことに
なりますから、ここにいかにも複雑化を
來しますかといふことについて一言申
し上げますならば、この對象といたし
ます人力、畜力による輸送具というも
のは、都道府縣あるいは市町村にこれ
がための行政官がいなくて済むので
す。日本全國にこれだけまでに發達し
ているのです。しかるにこのたびは對
象になります一つの輸送具でも、鐵道
の命令に従つて検査を受け、調査には
書類を出さなければならぬといふがこ
とき取締りを受けるのです。これが非
常に大きな問題である。運輸省におか
れては資材が不足であるから、これら

の人力、畜力による輸送具の資材を供
給して、國の力において發達せしむる
のであるといふお考えであつたなら
ば、これはとんでもない話で、發達を
阻害する行爲である。せつかく各自の
創意を働かして、そうして自分のほん
とりの勞働力で、ちよつとした馬力ぐ
らい、荷車ぐらいつくりまします。それら
のものまでも一定の規格に従つた法則
のもとに複雑な手續をしなければなら
ぬといふことはどこから起る問題であ
るか。私は今日機械力によつておりま
すところの軌道、自動車程度のもので
あればこれは別問題といたしまして、
かかる人力、畜力による輸送のごとき
ものを——輸送具を對象とした輸送法
案をおつくりになるといふことは策の
得たものではない。もちろん輸送上の
統制といふことは非常に必要でござい
ますから、運輸省において御統制にな
ることは異議はございません。しかれ
ども、この規定にございます通り、必
要あるときは、ちよつと昔の馬政局が
われ／＼の馬を検査する、一朝事ある
ときには動員する。それと同じような
ことになつて、これらの日本の原始的な
畜力、人力による輕快なる輸送が國家
の統制のわくにはいられなければならぬ
といふことは、はたしてこの發達上と
るべき手段であるか、ないか。この一
點に觸れる。かようなことはほんとう
に國民がよく知りません。またこうい
う問題は國家的に考えられて——簡單
に考えられたことが、長い月日の間、
國の發達を阻害する現象ともなり、發
達する現象ともなるのです。行政な
り、監督なり、政治なりといふもの必
要はここから起つてまいるのでありま
して、この點はたといこの委員會が日

を費しましても、かような問題は政治
問題としてよく再考を願わなければな
らぬと同時に、今日これだけに行き詰
つておるところの輸送状態におきまし
ても、外國から輸入ができないで、自
動車のこときものは、もうほとんど荒
廢しておる。それにもかかわらず、日
本の天然の資源と勞働力をもつてある
程度發達してまいりましたこの人力、
畜力による輸送を、この際に國家がこ
れを統制していくことが發達をせしめ
ることであるといふ觀念のもとにおく
ことは、私は反對の現象としか考えら
れぬ。またこれは、私は自由主義の見
地に立つて申し上げるのではありません
せんが、かような程度の輕快な一つの
生産用具、かような小さい原始的な生
産用具といふものは、これはなるべく
は、ある程度自由にお任せ願うことが
よいのではないか。この法案がこの重
要なる點に觸れることを私はまだ合點
がいぬのでありまして、この點をなお
二應お伺ひしてみたいと思ふのであり
ます。

○郷野政府委員 ただいま最初にお話
のございました、監督行政の機構と現
業の機構と地方においてわけること
につきましての事務的な研究に關しまし
ては、私も大臣、政務次官の指示を
受けまして、ただいま詳細に事務的な
検討を進めております。御指摘のごと
く、制度の改正につきましては、慎重
な調査も必要でございまして、できる
だけ事務的に完璧を期したいと思ひま
して、鋭意この點につきましては調査
を進めております。

ら輸送の行政の事務も漸次これに移管
を受けまして、ただいま地方における
自動車の行政事務につきまして、この
設置の趣旨によりまして、専門の行政
官吏を配置いたしまして、交通の特色
であります大連發機關と關連、また
地方の各種産業行政との密接な關連に
つきまして、國有鐵道との連繫をは
かりましても同時に、十分にこの點に
つきまして考慮を拂ひまして、密接
に地方廳とも連絡をとりまして、今後
十分にこの設置の趣旨であります自
動車の専門官廳といたしまして、その
今後の發達に對しまして重大な使命を
果たしてまいりたいと考えて、鋭意努力
をいたしておる次第でございまして、今
後におきましても、この道路運送法案
を運用するにあたりましては、やはり
必ずしもこの府縣の行政區域にとらわ
れず、交通經濟實體に即しまして、し
かも地方の各種の行政と密接な連絡を
保ちつつ、従ひまして府縣廳、また場
合によりましてはその長でありまする
都道府縣知事の地方自治法によりまする
指揮監督を受けるという建前におき
まして、密接にこれと連絡をとり、こ
の道路運送法に規定されております
諸般の事項を、立法の精神に則りまし
て十分に實現していく努力を拂ひたい
と考えておる次第でございまして。

なお輕車輛運送事業につきまして
の、この法律案の取扱ひ方につきまし
て、御意見がございました。御指摘の
ように輕車輛運送事業につきまして、
その特殊性を十分に反映いたしました
行政をやつていかなければならぬ點
につきましては、私も同感でござい
ます。この法律におきましては、輕
車輛運送事業につきましては届出の制

度をとることにいたしましたのでござい
ます。從來都道府縣におきましては、戰
時中は御承知の通り企業許可令により
まして許可をいたしておりました。企
業許可令の廢止後におきましては、大
體において現在府縣令があるものでござ
います。これもやはり認可制をとつて
おります。従ひまして届出の制度にい
たしましたことは、行政の運用の實體
におきましては、むしろ簡易な扱いに
なるものと考え願うことがでるもの
ではないかと存じます。しかしながら
届出におきましては、特に重要な事
項につきましては、これをはつきり記
載いたしましたして届け出てもらいます
ので、これらの事項につきまして、届出
をいたしまして事業を經營する人は、
それ／＼十分責任をもつて營業の實施
をやつてもらえるものも期待いたしま
して、この點におきまして大なる效果
が期待できるものと考えております。
なお現在小運搬業を經營しております
業者の人々の組織しております小
運搬業の組合などの意見も十分に参酌
いたしました。が、輕車輛運送事業につ
きましては、——特に貨物關係の事業
についての御意見があつたのでありま
すが、法律に基礎をおいた事業といた
しましてその重要性を道路運送法の建
前においてもこれを明らかにいたしま
して、今後のこれらの事業の公益性を
確保し、健全な發達をはかるような方
向でありまして、それはこれによりま
して達成できるものと考えておるので
あります。

なお運搬具の検査の問題であります
が、お話の通り輕車輛につきまして
は、必ずしも自動車と同じように取扱

る必要はないのでございます。従いまして貨物の軽便車については、特に規定も設けまされず、まだ検査も省略いたすつもりでございます。旅客の軽便車については、やはり人の生命にも影響するといふような點もございまして、特にその検査はこれをする必要を認めておりますが、その検査事務も市町村長に委任するつもりで、できるだけ簡易に取扱いたいと考えております。

なお届出のあて先、またこの事業の監督につきましては、貨物の關係におきましては鐵道局長、これがたゞいまお話のございました點で、修正せられることになりますれば、監督行政を擔當いたします地方の特別官廳になります。その系統におきまして届出を受け、監督をすることになります。この點は現在地方の貨物の小運送が、特に輕便車によりまして果されておるといふ特殊の事情も考慮いたしまして、大運送との關係、一般小運送との關係などを考へまして、かようにいたしたのでございますが、旅客の關係は検査と同様に、この監督もすべて市町村長に任せるといふつもりでおります。

○木下委員 ちよつと關連して……
○正木委員長 委員長から、簡潔に質疑の残つております點を要點だけ質疑をいたしまして、あとは先ほど打合せの通りに進行したいと思ひますが、政府委員も答辭を要點をつかんで簡潔にお願いしたいと思ひます。

○木下委員 先ほど田中次官は委員會がやるので、鐵道局長はタッチしないといふことを繰返しておられたのでありますけれども、これは何かの間違ひではないか。

それから自動車の運輸事業を經營しようといふ場合に事業計畫を定めて、主務大臣の許可を受けるとなつておりますが、これは地方長官を経由するのですか、地方の鐵道局長を経由するのですか。

○田中(源)政府委員 それは私の先ほど申しましたように、監督という點からいいますと、鐵道局長というものは現業の面だけでありまして、委員會には關係をもたなくなる。こういう意味であります。

○郷野政府委員 もう一つの免許申請の經由の官廳でございまして、これは自動車事務所長を経由して取扱つております。鐵道局長の指示でございます。

○木下委員 そうすると、自動車事業というものを各府縣で經營する場合に、地方長官というものが一つも關係がないわけですね、先ほど郷野局長は自動車事務所のことをたいへん效能があるように言われた。また地方鐵道局長のことも、行政區畫にとらわれずにこれをやるというが、これはたいへんな間違ひである。たとえば大阪鐵道局としても、京都、大阪、神戸、尾大なるこの三都市と二府四縣にわたるところの自動車事業や輕便車、鐵道局長が鐵道の營業をやりながら、これを監督していく。それで自動車事業がうまくいくということは、私は夢にも思へない。鐵道局の單位に委員會をつくると言つても、その委員が三人とか五人とかいふ話である。和歌山、奈良、兵庫のはし／＼に起つたすべての問題をこの委員會で協議しようと言つても、私はなか／＼うまくいかぬと思ふ。殊に鐵道事務所専門の官吏を置いて地方

廳と密接なる關係をもつ、また産業界とも緊密なる連絡をもつと言つておりますけれども、これは自動車事務所があの廣い範圍の一府縣の營業を見ることはとてもできない。地方廳の役人などは大反對で、むしろ兩方がそつばを向いておる。全國的にそうなのである。

地方の自動車事務所が神戸なら神戸にできて、あの廣い兵庫縣の營業とかいふるものを見るという、地方長官ならである。警署もあれば地方事務所もある。命令一下すべての材料が集まつてよくできるけれども、自動車事務所なんかはそんなことができないものではない。それをむりに地方の鐵道局長にあの廣大なるところの區域の、しかも自動車と輕便車の行政をやらせるといふことは間違つておると思ひます。

どうしても運輸大臣は運輸大臣として中央にあつて、大きな監督と指導をやる。けれどもその下のことは地方長官に委任して、そうして運輸大臣の適當なる信任のできる、たとえば輸送官とか何とかいうものをその地方廳に置いて、これをやらせなければ、とてもできない。またわれ／＼は實際それで困つておる。それをむりに鐵道局長にやらせて、餘分な自動車事務所なんかといふものをつくる。自動車事務所は兵庫だけで五、六十人の人が要るだらうと思ひます。それで仕事ができるかというところではない。殊に中央集權のやましうときにならば、それに反した行動をとらうとするところは、運輸省として間違ひであると思ふ。特に強調しておきます。

○小笠原委員 私は田中政務次官にちよつと伺いたいのだが、先刻もこの前のときも、しば／＼この重要な委員の指名にあたりまして、業者であれば特に弊害があるといふことを繰返して申されたのであります。政令の原文を見れば、初め業者を除いておつて、今度はいつてゐる。これは修正してつたように見受けたのであります。あなたがさういふ立場におられて、業者が弊害があるといふことを言われて、これを速記に残しておかれるというならば、これはかりに獎來修正すれば別ですが、今のままでは、知事がこれを選任しようといふときに、業者に相當の學識經驗のある人があつても、選任できないといふことになるのであります。あなたは今も業者といふものは弊害があるようにお考えのようでありまして、業者でも人格、識見兼ね備わつた方ならば、かえつてその方が便利がよいと思ひます。それで私は一旦抜いたのをまた入れたのだと思ひます。業者々々といつてここにあなたの方から發言をされて速記に残されておるといふことは、將來において非常に大きな影響があると思ひます。あなたは業者が弊害があると申されたのです、これを一つ明確にしたいだきたい。

○田中(源)政府委員 簡単に私はその要旨を申し上げます。私の申しました言葉が足りなくて誤解を與えたかとも存じますが、私の申しました意味は、業者諸君の中にもお説の通りならば、人格、識見、經驗をおもちの方がございまして、それはもちろんでございます。けれども何分自分の業務に關係しておることでありまして、正しい見解をもつとしても、えてして社會の疑惑を招くこともありますし、かつまたいふ／＼なる問題において業者自體に御迷惑の

指名にあたりまして、業者であれば特に弊害があるといふことを繰返して申されたのであります。政令の原文を見れば、初め業者を除いておつて、今度はいつてゐる。これは修正してつたように見受けたのであります。あなたがさういふ立場におられて、業者が弊害があるといふことを言われて、これを速記に残しておかれるというならば、これはかりに獎來修正すれば別ですが、今のままでは、知事がこれを選任しようといふときに、業者に相當の學識經驗のある人があつても、選任できないといふことになるのであります。あなたは今も業者といふものは弊害があるようにお考えのようでありまして、業者でも人格、識見兼ね備わつた方ならば、かえつてその方が便利がよいと思ひます。それで私は一旦抜いたのをまた入れたのだと思ひます。業者々々といつてここにあなたの方から發言をされて速記に残されておるといふことは、將來において非常に大きな影響があると思ひます。あなたは業者が弊害があると申されたのです、これを一つ明確にしたいだきたい。

○田中(源)政府委員 簡単に私はその要旨を申し上げます。私の申しました言葉が足りなくて誤解を與えたかとも存じますが、私の申しました意味は、業者諸君の中にもお説の通りならば、人格、識見、經驗をおもちの方がございまして、それはもちろんでございます。けれども何分自分の業務に關係しておることでありまして、正しい見解をもつとしても、えてして社會の疑惑を招くこともありますし、かつまたいふ／＼なる問題において業者自體に御迷惑の

かかるような意見も出てくるかとも存じまして、相なるべくは業者以外の關係の方、かような意味で申したつもりでおつたのが、言葉の足らざるところであつたかと思ひますが、その邊はひとつ御了承を願ひたいと思ひます。

○小笠原委員 そういふお考えであるならば、さういふ政府の激しい時分に政黨關係の人はどうなるか、それは誤解を招きませんか。それも一つある。政黨に籍を置く者は委員として不適當と見られますか。さういふことはいふ／＼な關係についてござつておると思ひます。そこに業者が自分の業務云々といふことになれば、政黨の方も同じような考えをもたれるように思ひます。先般の大臣の御答辭ではさういふことを言われました。われ／＼としては白紙で何ら關係のない地方廳にこれを委任して、さうして委員の選定を任せるといふことが、かえつて便利だと思つて、その方面について何もわれ／＼は考へていないのだといふことを申されたのであります。今田中君の言われるような御答辭を讀みますと、その點がまだ業者があまりに變なことに見られるように考へるから申し上げたので、さうなれば政黨人も變になつてくるし、さういふと碎いて言へば、委員になる人間がなくなるというところにもなります。それで私は申し上げたのであります。それは別として、ちよつとさう一言申し上げたいのは、田中さんでも郷野さんでもよいですが、先ほど輕便車のことについて、佐伯君の質問に對して詳しく申されたのでありますけれども、輕便車の方は鐵道の三倍も五倍も

かかるような意見も出てくるかとも存じまして、相なるべくは業者以外の關係の方、かような意味で申したつもりでおつたのが、言葉の足らざるところであつたかと思ひますが、その邊はひとつ御了承を願ひたいと思ひます。

輸送する。この連絡がつかないというところは——人間の方でなく貨物の方で、その點は監督官廳が監督するということが必要でありましょう。従つてこの法文の中にはいつておりませんが、ただ私の疑問とするところは、自動車の方はタイヤとか、部分品であるとか、何かの形で監督ができる。ところがこの飼料はあなたの方にちよつとも縁故がない。飼料を供給せずして監督ばかりするということは動けないことになつて。現に都市馬がどうなつておるかと言へば、地方において七年間生命を保つところの馬は、都市に來ると今一年半しかたない。これはその方の統計官廳はよく知つておるはずである。そういうことで地方において二三分の一の輸送できるものが、こつちでは五分の一のトシしか輸送ができていない。そういうふうにやせ衰えておるのに馬の種が絶えるというくらいまで今大騒ぎをしておるのであります。そこで飼料問題というものは大きな問題になるのであります。その關係で何かこの法案をお考えになる場合、馬組合といふものは從來からやつておられたのですが、飼料關係で、あるいは農林省の方とか打合せがあるか、將來はどうするかという關係について、簡単に承つておきたい。

で相談をいたしました。府縣の方でその配給の事務を取扱つてもらうという取扱方にいたしております。従いまし、業者の方の御要求などをとりまゝめまして、私どもの方からよく連絡をする建前をとつておりますが、配給の仕事を自體は、農林省並びに府縣の仕事といふ建前になつております。今後におきまして、實際の仕事のやり方といひましては、こういう行き方を多分たしして、どうも、實際の連絡にあたりまして、十分に飼料の確保という點につきましては、この形式によりまして努力をしてまいりたい、かように考えております。

○小笠原委員 今申された機構のことはわかつております。實際問題として今までもそれでやりになつておる。ところが馬糧でも燕麥から米ぬかに至るまで、全部食料であります。そこで飼料の配給數量も不足であるし、カローリも非常に減退しておる。それを何とか補充しなければ、ほんとうの輸送の圓滑を期することができない今日の現状であります。それをいかにして向上せしめるか。その努力について從來と變つた連絡が農林省とあつたか。その邊を承りたいと思ひます。

○獨野政府委員 自動車事務所の設置を機會にいたしまして、輸送の實情に應じました調書をこしらへまして、これによつて要求をいたしました。府縣へ配給の手配をしていただくことに最近打合せをいたしました。その線に沿ひまして努力をいたしております。○小笠原委員 それはいかに努力をされても、今の程度ではとうていその目的を達することはできないようであり、この間も食糧管理局長官に、燕麥、米ぬかは幾分主要食糧のわくからはずすようにしたらどうかと交渉した。相當に動いておるのであります。が、これはわれ／＼がやるよりも、運輸當局から強くその點を主張されて、何かそれに對して解決をつけなければ、たとえどういふ計畫があつても、實際のものとは相當の距離がある。牛馬車の飼料は、外國から輸入できない今日である。木下さんの言われたように、ほんとうに昔の有様そのまま立ちかえる今日の狀態であればあるほど、牛馬車によらなければならぬものがたくさんある。どうも、どうかその邊の飼料關係は相當考慮に入れます。強く主張されて解決されないと、實行できないといふことを申し上げておきます。

○木下委員 ちよつと関連して……馬が飼料を要するのと同じように、自動車は今動いておるのは薪と炭ですが、これに關してどういふ考えであるか。また自動車の走るの道であります。この道路の改修、修繕といふことに關して、どういふ抱負と考へをもつておられますか、簡単に伺ひたいと思ひます。

○獨野政府委員 お話の通り、燃料と道路の問題につきましては、ただいまの現状はなほ自動車輸送の圓滑を阻害しておるような狀態でありまして、非常に憂慮しております。木炭と薪の問題につきましては、やはり最近特にまた家庭燃料の關係におきまして、重大な問題が起つておりますので、これに對しましてただいま政府部内におきまして、關係の方面といひる折衝をいたしております。今の模様でまいりますと、家庭燃料の確保のためには木炭や薪の確保が、豫定の數量通りまいりにくいという事情にありまして、この點に對しまして私どももいたしましては、自動車輸送の確保の見地から申しまして、必要の數量を確保する建前で、その數字の削減に對しましては極力實情に合いますよう、これを措置したいと考へております。なおこれが液體燃料との關係におきまして、一部置きかえられるという見通しがつきますれば、その點につきましてもの減少は、これは差支えないのでございまして、この點につきましてもの見通しもつきにくいという事情にありまして、この點に對しましては、豫定の數量を確保する建前で、その數字の削減に對しましては極力實情に合いますよう、これを措置したいと考へております。なおこれが液體燃料との關係におきまして、一部置きかえられるという見通しがつきますれば、その點につきましてもの減少は、これは差支えないのでございまして、この點につきましてもの見通しもつきにくいという事情にありまして、この點に對しましては、豫定の數量を確保する建前で、その數字の削減に對しましては極力實情に合いますよう、これを措置したいと考へております。

○佐伯委員 私もちよつと関連して……。大分時間も過ぎましたので、この問題は委員でもあつて、もう一度御研究を願うような機會をお考へ願ひたいと思ひます。その根本理由は、この法案の第一條の骨子は、車輛の整備が重大問題になつておる。實際行政に當られる方は觀念で現實を支配しようとする傾向があるが、今聽かれる通り、木炭にいたしましても、輕車輛のごときものの資材、その他の方面からいつても、何を苦しんで、何らの經驗もない運輸省が今これにタッチしてやる必要があるか、先だつてのマツカーサー元師の書簡を引用するわけでもありませんが、この難局に國家を頼らず、どうかこうにかして地方おの／＼それ／＼の資材難を克服しつ切り開いておるにもかかわらず、その責任の所在を國家に切りかえようといふときには、よほど確固たる根據がなければならぬ。輕車輛にしましても、資材にいたしましても、今言われる通り、蓄力、人力における資材なんかといふものは、馬にいたしましては、馬の資材は必ずしもこの輸送の面だけではありません。その他のものを考へてみましても、これは複雑で、地方において經濟局がもう一つでござります。これは私は容易ならぬ問題だと考へておりますが、私どもはこのことに關して時間をおまゐり費すのはよくないと思ひます。私はこの前からこの法案はちよつと見れば道路法案でありますけれども、國民經濟に對する點は大きな問題として、われわれは衷心からもう少し大きく検討しなければならぬ、かような考へをもつてまいつたのであります。當局におかれましては今日はいへん御修正なさつた點もございまして、またわれ

の意見を聴取くださつて、さらに参考にしてくださったことも多いようでありすが、少し時間がかかるようでありすが、急いでこれは施行されまゝと、ほんとうに國民經濟に及ぼす影響の甚大なることを考えられまして、なお御再考願われれば結構だと考へるのであります。従つてわれ／＼委員におきまして、いま少し餘裕を與えて、今度は何か委員制度でも設けられて、もう少し深くこれを御研究願うか、またそうでなければこれでひとつお打ち切り願つて、そうして今政務次官の言われた通り、この行政官廳の内容をかえらるゝおつしやつておられまゝ、これに伴つていろいろ手續が變つてくるものと思ひます。またその手續を開放して私どもにこれを見せていただければ、簡単に済むのではないかと考へられますし、この點はひとつ御再考を願ひます。

○正木委員長 では委員長から各黨の間からいろいろ御意見が聞かれた、それを要約をいたしましてあらためて政府當局から御答辯をいただきたいと思ひます。委員長も最も簡潔に質問をいたしますから、答辯に當つても簡潔に要點だけの御答辯を願ひたいと思ひます。問題は第四條の各行政官廳に委任することでありまゝ。このことに關してはしば／＼御質問があつたのですが、結論から言つて、自動車、輕車輛に關する運送行政については、全般的に府縣が一般行政の責任者である、しかも道路の管理者である都道府縣知事に取扱わしめても何ら差支えないではないか、こういうのであります。これに對する政府の御所見いかん、まずこれを伺ひます。

○郷野政府委員 自動車の地方の行政機構をいたしましては、先ほども申し上げましたように、これを府縣の地域にとらわれない實際の交通經濟の實情に合はした行政をするという必要もございまして。また今後の發展に對しまして専門的な官廳を設けましてこれを擔當させるということが必要であると考へますので、自動車事務所を置きまして、地方の特別行政官廳をいたしまして、これに行政を擔當させる。なお鐵道局を使うということにつきまゝして、先ほど政務次官からお話のございましたような趣旨によりまして、別にこれを検討いたしまして、自動車事務所の筋で、別途に監督行政機構を地方におきましては設けまして、行政を擔當してまいらうということにいたしたいと存じます。

○正木委員長 そういたしますと、府縣内の一般行政の責任者であり、道路の管理者でもありまゝするところの都道府縣知事と十分協議して、その意見を徴していかなければ、完全な運用はできないと思ひますが、これに對する政府の御所見いかん。

○郷野政府委員 府縣との連絡につきましては、權限の上におきましては、原則としていたしまして府縣知事に委任する面は自動車運送事業につきまゝしてはございせん。しかしながら實際の運用に當りましては、十分に連絡をとつていくという考え方を實行してまいりたいと存じます。特に地方の道路運送委員會におきましては、委員は地方長官の推薦によるという機構を考へておりますので、この面からも連絡は十分にとれると考へます。なお道路管理者との關係でございますが、この點につ

きましては、實際の行政職務を行いまする場合に、事業の免許といつたような場合におきましては、必ず道路管理者の意見を聴いて取扱つてまいらうという建前にいたしたいと存じております。

○正木委員長 次は第八條であります。委員會の組織その他について御所見を承りたいと思ひます。この道路運送委員會、特に地方委員會の任務も非常に重大だと思ひますが、府縣單位ごとに委員會を設置すべしとの強い要望があります。政府の御所見をお伺ひしたいと思ひます。第二には中央委員會で取扱います事項と、地方において取扱います事項を本法案の法文上に明確にすべしとの強い意見があります。政府の御所見いかん。第三にはこの委員會の任務の重大性に鑑みまして、地方委員會の各縣から選ばれます委員は、二人もしくは三人の委員を出すべしとの強い要望があります。政府の御所見いかん。第四には委員の任期であります。二年または三年を適當とするという強い要望があります。政府の御所見いかん。またこの委員の半數交代制というものも考へられるのであります。これに對する政府の御所見いかん。以上お伺ひします。

○郷野政府委員 自動車の行政その他道路運送の行政の單位をいたしまして、府縣の區域に必ずしもよらず、交通經濟の實情に應じて、廣域におきまして必要な行政を取扱つてまいりたいという建前からいたしまして、地方の行政官廳の區域におきまして、これを府縣よりも廣くいたしたいと考へております。従ひまして道路運送委員會におきまして、地方の委員會はこれに併せまして、府縣よりも大きな範圍におきましてこれを設置したいと考へております。それから次に權限の問題でございますが、これは道路運送委員會を諮問機關をいたしてあります建前上、諮問をいたします行政官廳の權限に應じて、道路運送委員會に諮問すべき事項が中央地方等にわかれるということになりますので、行政官廳の職權を明らかにすることにしようとして、道路運送委員會の權限を同時に明らかにいたしてまいりたい、かように考へます。

○正木委員長 次は委員の任務です。これは非常に重大なものでございまして、これを遂行するに支障あると認められる兼職を私は禁止をいたさなければならぬと思ひます。従つてこれに對しては相當額の俸給を支給せねばならぬと思ひますが、これらの點についての政府の御所見いかん、これをお伺ひしておきます。

○郷野政府委員 これは道路運送委員會の性格を、實質的に決議機關というふうな運用にしたいといふ考へ方からいたしまして、そういう結論に到達いたしますことが筋道ではないかと考へます。従ひましてただいまの御意見に對しましては、十分私どももいたしまして考へたいと思ひます。

○正木委員長 次は本法施行の期日についてであります。本法施行の期日は法律に定めておく方が適當であると思ひ、道路運送委員會に關する規定、自動車取締令廢止の關係から車輛

○正木委員長 次は本法第二十三條、第二十四條、第二十五條中に通運事業者という字句がありますが、これはこの現行法令の用語としては、むしろ小運送業者とする方が適當ではないかと考へますが、政府の御所見いかん。

○郷野政府委員 別に小運送業法を改正いたしまして、新しく通運事業法案を提案いたしたいと準備をいたしてゐるのでもございせんが、あるいは時期的に運れる場合も考へられますので、ただいまの御意見のように、現行法に合はせまして小運送業者ということにしていただくことは、ただいまの場合をいたしましては結構じやないかと存ずるのでございまして。

○正木委員長 次は本法施行の期日についてであります。本法施行の期日は法律に定めておく方が適當であると思ひ、道路運送委員會に關する規定、自動車取締令廢止の關係から車輛

○正木委員長 次は本法施行の期日についてであります。本法施行の期日は法律に定めておく方が適當であると思ひ、道路運送委員會に關する規定、自動車取締令廢止の關係から車輛

○正木委員長 次は本法施行の期日についてであります。本法施行の期日は法律に定めておく方が適當であると思ひ、道路運送委員會に關する規定、自動車取締令廢止の關係から車輛

○正木委員長 次は本法施行の期日についてであります。本法施行の期日は法律に定めておく方が適當であると思ひ、道路運送委員會に關する規定、自動車取締令廢止の關係から車輛

○正木委員長 次は本法施行の期日についてであります。本法施行の期日は法律に定めておく方が適當であると思ひ、道路運送委員會に關する規定、自動車取締令廢止の關係から車輛

に關する規定、その他の規定と區別して、施行期日について政府の腹案を明確にこの際承つておきたいと思ひます。

いたします。本日はこれにて散會いたします。
午後五時十分散會

○郷野政府委員 法律の施行の期日につきましては、この法律案が協賛を経まして公布になります時期が問題でございますが、大體道路運送委員會に關する規定もできるだけ早く實施したいと考えておりますので、少くともこの間一箇月半ぐらいを豫定していただきたいと存じます。従いましてかりにこの法律が十月中に決定公布せられるということになりますと、道路運送委員會につきましては十二月十五日ごろに、次に車輪の第八章の關係でございますが、この關係においては道路交通取締法との關係がございまして、この法律の施行期日が一月一日となつておりますので、これは一月一日にいたしたいと存じます。その他の事項につきましては、道路運送委員會に政令案、命令案などにつきまして意見を求めて、その上で決定しなければなりませんので、多少時日を要しますから、三月十五日を目標にいたして考えたいと存じております。

○正木委員長 ではいかがでしょう。先ほどの打合せの通り、本日はこの程度で散會いたしましたして、引續き委員各位の打合せを開いて、各黨各派の修正箇所を種々検討いたしましたして、本委員會としての本法案に對する態度をまとめておきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○正木委員長 それではさう取計ります。

次會の日程は公報をもつてお知らせ

昭和二十二年十二月十二日印刷

昭和二十二年十二月十三日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局